

各団体の長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長



10 月の「年次有給休暇取得促進期間」について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、平成 12 年以降、5 割を下回っていましたが、平成 29 年 51.1%と 18 年ぶりに 5 割を超えたところです。しかしながら、依然として政府目標である 70%とは、大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）において、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進させることとされています。

このため、厚生労働省では、次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、労使に対する働きかけ、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅や高速道路のサービスエリア等（計 940 か所）へのポスター掲示等、周知・広報等を行っていくこととしております。

今般、同封のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターの掲示、リーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットの追加配布を希望される場合には、下記担当者までご一報くださいますようお願いいたします。

（担 当）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課
働き方・休み方改善係（03-5253-1111（内線 7915））
松 本（matsumoto-kazuyuki@mhlw.go.jp）
川野邊（kawanobe-misato@mhlw.go.jp）